

愛媛県報

発行 愛愛 媛 県

第3067号

平成31年4月9日火曜日 第3067号

◇ 目 次 ◇
告 示

| 落札者等の告示(2件) | . (税務課、 | 広報広聴 | 課) | . 309 |
|---------------------|---------|-------|-----|-------|
| 解除予定保安林にする旨の通知 | | (森林整備 | 課) | . 309 |
| 都市計画の変更(一部変更)案の縦覧 | | (都市計画 | i課) | . 309 |
| 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 | | (" |) | . 310 |
| 道路の区域変更(一般国道 381 号) | (南予 | 地方局管理 | 課) | . 310 |
| 道路の供用開始(一般国道 381 号) | (| " |) | . 310 |
| 包括外部監査契約の締結 | | (監査事務 | 局) | . 310 |

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第301号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成31年4月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 随意契約に係る特定役務 の名称及び数量 | 契約に関する事務を 担当する機関の名称 及び所在地 | 随意契約の相手方 を決定した日 | 随意契約の相手方の氏 名及び住所 | 随意契約に係る 契約金額 | 随意契約にした理由 |
|---------------------------|---|--------------------|--------------------------------------|-----------------|--|
| 平成31年度県税オンライン システム保守業務 | 愛媛県総務部行財政改 革局税務課 愛媛県松山市一番町四 丁目4番地2 | 平成31年4月1日 | 日本電気株式会社松山支店 房 愛媛県松山市味酒町一丁目3番地 | 50 204 ,000円 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号)第11条第1項第2号の規定による。 |

○愛媛県告示第302号

次のとおり落札者を決定した。 平成31年4月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 落札に係る特定役務の名称及び数量 | 契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地 | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所 | 落札金額 | 契約の相手方を 決定した手続 | 入札公告日 |
|------------------------|--|--------------|-------------------------------------|--|-------------------|--------------|
| 広報紙の印刷及び新聞折り込み業務 一式 | 愛媛県企画振興部 政策企画局広報広 聴課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2 | 平成31年 3 月28日 | 株式会社愛媛新聞社 愛媛県松山市大手町一 丁目12番地 1 | 平成31年5月 号~10月号 7 236円 平成31年11月 号~4月号 7 37円 (一部当たり) | 一般競争入札 | 平成31年 2 月15日 |

○愛媛県告示第303号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林 法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成31年4月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所 西予市宇和町下川3305の2
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第304号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び宇和島市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成31年4月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称宇和島都市計画臨港地区 宇和島臨港地区

- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 住吉町三区、大浦の各一部
- (2) 削除する部分 大浦の一部

○愛媛県告示第305号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、西予都市計画下水道の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成31年4月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第306号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年4月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 | 線 | 名 | 区 | 間 | 旧·新 別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|-------|------|---------------|---|--------------------|---|-------------------|------------------|----|----|
| | | | | 北宇和郡松野町大字蕨生1368番から | 旧 | メートル 11 2~52 D | キロメートル 0 ,086 | | |
| 一般国道 | 301년 | 同大字1463番 4 まで | | | 新 | 15 5~52 D | 0 .086 | | |

○愛媛県告示第307号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成31年4月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 | 線 | 名 | 供 | 用 | 開 | 始 | Ø | × | 間 | 供用開始の日 |
|-------|---|------|---|-------------------------------------|---|---------|---|---|---|---|-----------|
| 一般国道 | | 381号 | | 北宇和郡松野町大字蕨生1368番から 同大字1463番 4 まで | | | | | | | 平成31年4月9日 |
| II | | " | | 北宇和郡松野町 同大字1368番ま | | 1368番から | | | | | " |

○愛媛県告示第308号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定に基づき、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成31年4月9日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所 矢野 和弘

今治市近見町二丁目5番3号

2 包括外部監査契約の期間の始期

平成31年4月1日

- 3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用 の額の算定方法及び支払方法
 - (1) 費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

(2) 費用の支払方法

執務費用及び実費に相当する額の範囲内における概算払並び に監査の結果に関する報告に基づく支払

平成31年4月9日 発行 310